

一戸町地域福祉計画（第3期）概要版

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

目次

I	計画策定にあたって.....	1
1.	計画策定の背景.....	1
2.	目的.....	1
3.	期間.....	1
4.	計画の位置づけ.....	1
5.	第2期計画のふりかえり.....	3
II	地域福祉を取り巻く課題.....	4
1.	地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進.....	4
2.	認知症施策の推進.....	4
3.	権利擁護の推進.....	4
4.	防犯・再犯防止に関する取り組みの推進.....	4
III	地域福祉計画の理念と方針.....	5
1.	基本理念.....	5
2.	基本方針.....	5
3.	基本目標と施策の体系.....	6
IV	施策と基本目標ごとの主な取り組み.....	7
1.	安心・安全な暮らしを支える環境づくり.....	7
2.	地域福祉を担う人づくり・地域づくり.....	7
3.	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり.....	8
V	社会福祉協議会の活動計画（一戸町地域福祉活動計画）.....	8
1.	現状と課題.....	9
2.	基本理念.....	9
3.	基本方針と基本方針に沿った事業の概要（重点事業）.....	9
VI	計画の推進方策.....	11
1.	マネジメントのあり方（計画の進捗管理）.....	11
2.	関連計画の施策との整合・連携.....	11
3.	包括的な支援体制による事業の推進（連携・協働）.....	11

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の高齢化は急速に進行しており、全世代型社会保障システムへの転換が必要といわれ、そのため、介護保険サービスや障害福祉サービス、保育サービス等を中心とした従来の社会システムの再構築を図り、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが今後ますます重要となります。

本町では、2014（平成26）年に一戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置し、全ての住民の生活を支えるしくみについて検討を重ね、2015（平成27）年度から一戸町地域福祉計画（第1期）、2020（令和3）年度から同計画（第2期）を策定し地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

2. 目的

地域住民の多様なニーズに対して、保健、医療、福祉その他の生活全般にわたる総合的な取り組みが求められており、その実現には、行政サービスのみならず、民間によるサービスや民生委員・児童委員、地域住民自身による工夫、助け合い活動が総合的に機能することが大切です。今後は、すべての住民が、生涯にわたって、あるがままで地域に受け入れられ、安心して暮らし続けられるよう、生活基盤の整備が求められるとともに、町内会、ボランティア、NPOなどの様々な主体が連携し、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に取り組んでいくことが重要です。

本計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組み、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定します。

3. 期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年とします。

4. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法第107条に新たに規定された事項を根拠として策定される行政計画で、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の理念や目標、体制等について、行政・関係機関や専門職が協議し、計画的に整備・推進することを内容とします。

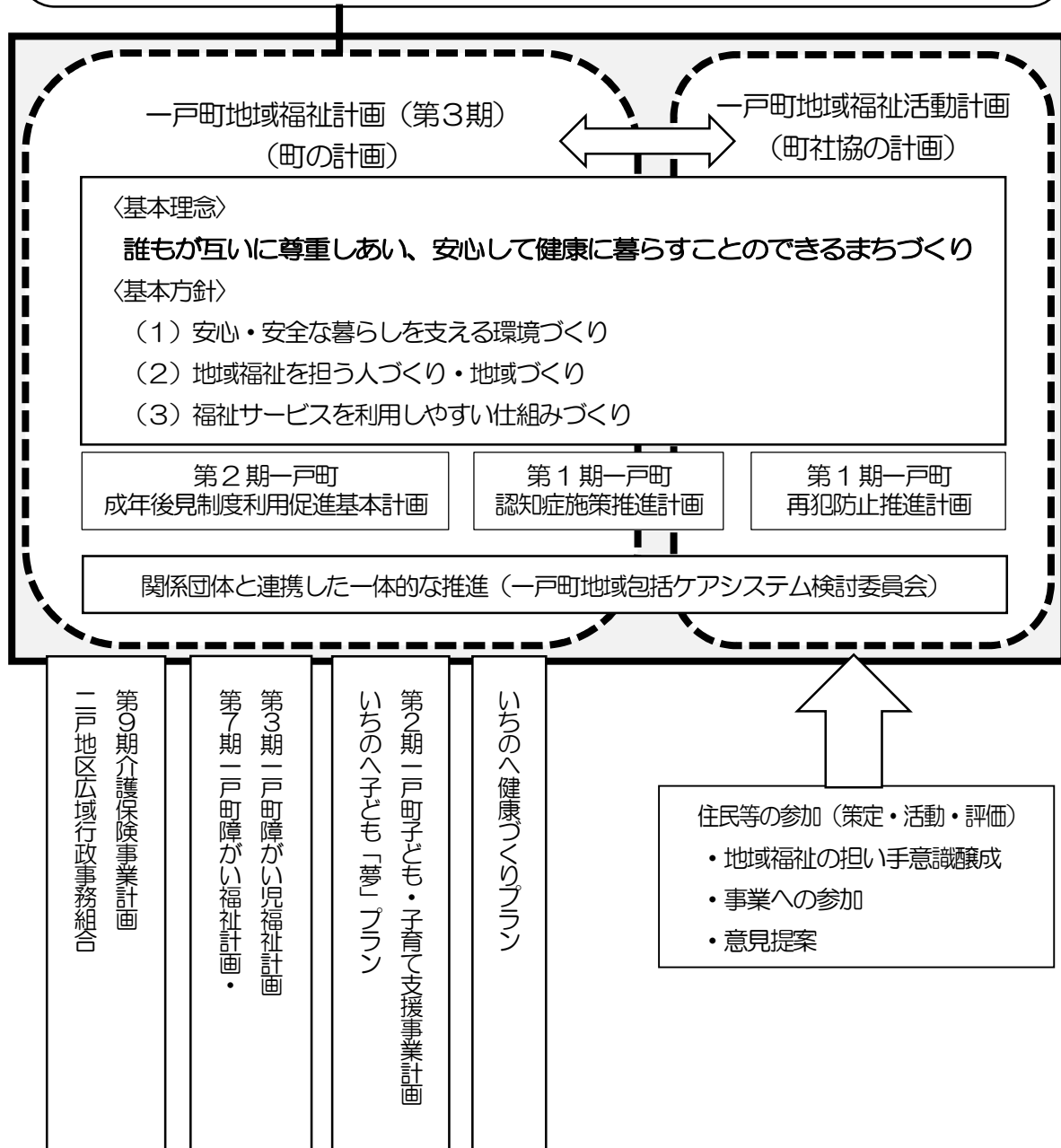
本計画は、一戸町社会福祉協議会や各種関係機関・団体、そして地域住民一人ひとりが参画・協働することによって、地域福祉の推進が図られることを目的として活用されることが期待されます。地域福祉の推進にあたっては、その理念や仕組みを示す地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画が、いわば車の両輪のように、地域住民や地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開することが重要です。このため本町では、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定しています。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

一戸町総合計画 基本構想

2019（平成31）年度～2026（令和8）年度

基本目標⑤ 元気で健やかに暮らせるまちづくり



5. 第2期計画のふりかえり

(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

住民の抱える地域生活課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制だけでは解決できない問題も出てきているため、本町では、医療や介護、福祉、地域に係る様々な関係職種の連携を図り、高齢者等に一体的にサービスが提供できる仕組みである地域包括ケアシステムの構築・発展を図るため、2014（平成26）年12月より一戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置しています。同委員会は病院、警察、消防のほか、民生委員・児童委員、自主防災組織、老人クラブ、サロン代表者等で構成され、多様な連携で住民の生活を支えるしくみづくりについて、全体会、見守り部会、医療福祉連携部会、集いの場部会での検討、先進地視察研修を行い、地域のニーズや必要な資源について検討してきました。

2019（令和元）年度、訪問助け合い活動ボランティア養成講座を開催し、翌2020（令和2）年度には修了者で組織する「一戸町訪問助け合いボランティアすける'S」が生活支援を担う団体として活動を始めました。この団体は高齢者への生活支援、子育て世代や障がい者など支援を必要とする地域住民を対象とした活動を目的にしており、地域福祉を推進する大きな資源となっています。さらに、2023（令和5）年度には、ボランティア活動拠点施設「いちボラ+」が開設され、交流の場となっています。

(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

ふれあいいきいきサロンや町地域保健福祉活動支援事業などに対して、活動支援を行っています。また、ふれあいいきいきサロン活動地区の代表者会議を行い、情報共有や地域課題の把握に努めています。地域活動を展開している団体に対しては、活動助成金を交付しています。

2019（令和元）年度シルバーリハビリ体操指導者における「シルバーハー戸えがおの会」が立ち上がり、定期活動のほか、地域のサロンへ出向いての活動が行われています。

住民主体による訪問型サービスBの立ち上げに向けた養成講座を実施し、また、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座を町内小学校や県立北桜高校の児童生徒を対象に実施してきました。

介護職員初任者研修を開催して、町内施設従事者における有資格介護人材の育成を図りました。

(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

総合相談機能の強化のため、障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む二戸地域自立支援協議会相談支援部会へ地域包括支援センターの職員が参加し、また、町が設置する移行推進連絡会議において多職種で高齢障害者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。障がいのある住民に対する相談支援事業が適正かつ円滑に実施されることを目的とし、二戸地域4市町村の基幹相談支援センターである社会福祉法人等に当該事業を委託し、連携強化を図りながら必要な支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業については、各種相談窓口の周知を行っています。

二戸地域4市町村が連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。同センターでは法人後見に取り組むとともに、市町村事業としての相談支援や研修会の実施、市民後見人養成・フォローアップ事業を行い、また、ネットワーク会議を開催して福祉、保健、医療、司法等の関係機関と連携強化を図っています。さらに、普及啓発活動のため、市民セミナーの開催にも取り組んでいます。2021（令和3）年度、成年後見制度利用支援事業要綱改正を行い、町長申立て以外のケースでも報酬助成が可能となる等、支援対象の拡大が図られました。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く課題

1. 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

町では地域包括支援センター、町福祉部門・保健部門がそれぞれの担当窓口で住民の相談に応じるとともに、一戸町在宅医療推進会議やNPO 法人カシオペア医療介護支援センターが設置され、町内連携と広域連携に向け取り組んできました。また、町が設置する移行推進連絡会議において地域包括支援センター、行政障害福祉担当、障害者グループホーム職員、介護支援専門員での高齢障害者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。

一方で、地域生活課題を抱える住民に対する身近な相談支援の充実を図ることが求められている中で、包括的な相談支援体制整備とともに普及啓発の推進に向けた取り組みが今後の課題となっています。

2. 認知症施策の推進

町では2019（平成31）年度から配置した認知症地域支援推進員を2023（令和5）年度に増員し、認知症高齢者の生活を支える支援体制の充実を図っています。また、認知症サポーター養成講座やキヤップハンディ体験講座を小学校、北桜高校で行い、意識啓発や介護の仕事の魅力を発信しています。

2024（令和6）年1月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策推進基本計画で定められた「新しい認知症観」に基づき、市町村認知症施策推進計画を定めるよう努めることが示されました。町では、地区や年齢層によって認知症カフェやセミナーの開催など認知症理解の取り組みに温度差があることや介護職員に加え介護支援専門員の確保が困難となっていること等、在宅福祉を担う人材の確保・育成が、最重要課題となっています。

3. 権利擁護の推進

認知症の方や障害のある方が地域で自分らしく生活を維持継続していくためには本人の意思を尊重してそれを支える仕組みが必要であり、町では二戸地域市町村と連携し、NPO 法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。

市民後見人については、専門職との複数後見での取り組みであり、専門職の担い手不足が慢性的な課題となっていることから、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

4. 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

住民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは重要で、たとえ罪を犯しても誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要とされています。

町の刑法犯数は年間20件前後で推移し、その中で万引きが一定の割合で発生しています。全国的な傾向では、窃盗犯が最多で約3割が万引き、検挙人員の約5割が65歳以上であると言われています。

このような状況から、高齢者の孤立や困窮を防ぐ取り組みが犯罪件数を減らし、かつ再犯に及ばないように、地域の相談支援・見守り体制の整備が重要であり、町でも保護司や協力雇用主が支援しています。

Ⅲ 地域福祉計画の理念と方針

1. 基本理念

誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

本計画では、上記の基本理念に基づき、3つの基本方針と10の基本目標に沿って事業・活動に取り組むものとします。

2. 基本方針

(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

地域の見守り体制の強化や地域住民・関係機関等によるネットワークの構築により、住民の安心・安全な暮らしを支えるための生活環境・人間関係の整備・構築に努めます。また、「住民支え合いマップ作成事業」や要援護高齢者世帯などの調査等により、防犯、交通事故防止、防災の推進に努めるとともに、災害発生に備えた体制を整えるなど、地域の安全を守ります。

(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

町内の各地区で行われている介護予防事業・サロン事業への支援等により、住民による地域活動の促進を図ります。また、ボランティアセンターの機能強化によってボランティア活動推進体制強化を図りつつ、認知症サポーターの養成・活動支援や訪問助け合いボランティア養成活動支援等の実施によって地域福祉の担い手を養成します。

(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

広報誌「ゆいっこ」の発行等の紙媒体による情報提供を継続するとともに、インターネットを活用し、ホームページの管理、ICT（情報通信技術）を活用した見守りネットワークサービスの拡充を図りながら情報提供の充実を図ります。また、重層的支援体制整備に向け、本人・世帯の属性にかかわらず総合的・包括的に受け止める相談支援（断らない相談支援）、社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）について検討します。さらに、成年後見制度利用促進計画に基づく施策の推進を図り、中核機関を中心として、住民の権利擁護に向けた地域体制づくりに取り組みます。

3. 基本目標と施策の体系

一戸町地域福祉計画	一戸町地域福祉活動計画
基本理念	
誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり	
基本方針	基本方針
(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり
(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり
(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本方針・基本目標	基本方針・基本目標
1. 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	基本方針(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり
(1) 包括支援体制によるネットワークの推進	基本目標1-1. ネットワークづくりの推進
(2) 地域で支える仕組みづくり	基本目標1-2. 地域で支える仕組みづくり
(3) 包括的支援体制の整備(認知症施策推進計画)	
2. 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	基本方針(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり
(1) 地域活動の促進	基本目標2-1. 地域活動の促進
(2) 住民参加の促進	基本目標2-2. 住民参加の促進
(3) 意識啓発・人材育成	基本目標2-3. 意識啓発・人材育成
3. 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	基本方針(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
(1) 福祉サービスの普及啓発	基本目標3-1. 福祉サービスの普及啓発
(2) 身近な相談支援の充実	基本目標3-2. 身近な相談支援の充実
(3) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)	基本目標3-3. 権利擁護の推進
(4) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)	基本目標3-4. 子育てしやすい環境づくり

Ⅳ 施策と基本目標ごとの主な取り組み

本町では、医療や介護、福祉、地域に係る様々な関係職種による一戸町地域包括ケアシステム検討委員会において、町の状況に合った支援の仕組みづくりに向けて協議を行い、地域福祉を推進します。基本目標ごとの主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

(1) 包括支援体制によるネットワークの推進

- ・一戸町高齢者等見守り体制の強化
- ・一戸町在宅医療推進会議の活動継続と住民への普及啓発活動の推進
- ・一戸町地域包括ケア会議の運営継続
- ・一戸町自立支援型地域ケア会議の開催
- ・二戸地域自立支援協議会の活動継続

(2) 地域で支える仕組みづくり

- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の開催継続
- ・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実
- ・住民支え合いマップ作成事業の普及
- ・災害時要援護者支援のしくみづくり
- ・在宅生活を支える福祉サービスの強化
- ・地域における子育て環境づくりに向けた意識啓発

(3) 包括的支援体制の整備（第1期一戸町認知症施策推進計画）

- ・認知症地域支援推進員の活動強化
- ・認知症サポーターの養成・活動支援の拡充
- ・認知症カフェ及びオレンジ月間イベントの開催
- ・認知症ケアパス活用の推進
- ・認知症セミナーの開催継続
- ・一戸町在宅医療推進会議の活動継続と住民への普及啓発活動の推進
- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の開催継続
- ・地域包括支援センターの機能強化

2. 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

(1) 地域活動の促進

- ・介護予防教室やふれあいサロンの普及啓発及び活動支援の拡充
- ・サロン活動の機能の強化（地域課題の共有と解決へ向けた協議等の機能）
- ・町内企業等への地域サロン開催に対する協力要請の推進
- ・シルバーリハビリ指導者の養成と活動支援の拡充
- ・老人クラブ活動の支援・活性化の推進

(2) 住民参加の促進

- ・ボランティア活動、地域活動へ積極的に参加できる環境づくりの推進
- ・いちボラ+の活動支援の強化

- ・NPO 法人と連携した文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・老人クラブ活動支援・活性化の推進【再掲】
- ・シルバー人材センターの活動充実の推進

(3) 意識啓発・人材育成

- ・認知症サポーターの養成・活動支援の拡充【再掲】
- ・福祉教育の普及の推進
- ・生活支援コーディネーターの機能強化
- ・認知症地域支援推進員の活動強化【再掲】
- ・認知症カフェ及びオレンジ月間イベントの開催【再掲】
- ・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実【再掲】
- ・介護職員等確保対策協議会による人材確保の取り組み

3. 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 福祉サービスの普及啓発

- ・広報活動の充実
- ・福祉サービスパンフレットの作成
- ・地域の教室での普及啓発の推進
- ・認知症ケアパス活用の推進【再掲】
- ・認知症セミナーの開催継続【再掲】

(2) 身近な相談支援の充実

- ・包括的な相談支援体制の構築
- ・民生委員・児童委員、障がい者相談員との連携による相談支援体制の強化
- ・近隣市町村と共同による基幹相談支援センターの設置と機能強化
- ・近隣市町村と共同による地域生活支援拠点等の整備
- ・移行推進連絡会議による包括的継続的相談支援体制の強化
- ・こども家庭センターの設置及び運営の充実

(3) 権利擁護の推進（第2期一戸町成年後見制度利用促進基本計画）

- ・二戸地域権利擁護支援事業による体制整備支援
- ・市民後見人養成事業やフォローアップ研修事業の実施
- ・高齢者の虐待に関する取り組み 家族介護の支援
- ・障がい者の虐待に関する取り組み
- ・相談窓口職員の研修

(4) 再犯防止の推進（第1期一戸町再犯防止推進計画）

- ・相談支援体制の充実
関係部署及び関係機関との連携強化、相談内容に応じた適切な支援へのつなぎ
- ・就労支援・生活基盤の安定
二戸地区更生保護協力事業主連絡協議会との連携、就労相談時の関係機関への円滑なつなぎ
- ・社会を明るくする運動の実施
子ども・若者の非行防止と健全育成を図るため学校等と連携し社会を明るくする運動作文コンテストの実施や地域住民への啓発活動の推進

V 社会福祉協議会の活動計画（第3期一戸町地域福祉活動計画）

1. 現状と課題

本町では、今後も高齢化率の上昇傾向は続くことが見込まれ、また、住民の抱える福祉課題も多様化しています。これらに対応するために設置された一戸町地域包括ケアシステム検討委員会により、多様な分野の関係者・機関が連携を図りながら、高齢者に限定しないすべての住民の生活を支えるしくみづくりについて検討を重ね、取り組みを進めてきました。今後も引き続き、生活支援を担う団体を増やし、地域福祉を担う大きな資源となるよう充実を図っていく必要があります。

そのような中であって、町社協においては地域福祉のコーディネート機能を担うことが求められています。地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援、社会に参加するための支援、地域づくり等、誰もがコミュニティの網目から漏れることなく地域に居場所と役割を持ち、互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる地域社会をつくることが望まれます。

2. 基本理念

本町においては、地域福祉推進の効果を上げるため、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定していることから、基本理念（誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり）を共有し、基本方針（「安心・安全な暮らしを支える環境づくり」「地域福祉を担う人づくり・地域づくり」「福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」）に沿って、それぞれの基本目標に示した事業・活動に取り組みます。

3. 基本方針と基本方針に沿った事業の概要（重点事業）

各基本方針に基づき、基本目標ごとに主な事業に取り組みます。

基本方針（1）安心・安全な暮らしを支える環境づくり

基本目標1－1. ネットワークづくりの推進

- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の運営
- ・チームオレンジへの協力
- ・災害ボランティアセンターの機能強化

基本目標1－2. 地域で支える仕組みづくり

- ・住民支え合いマップ作成事業の推進
- ・一戸町訪問助け合いボランティアすける'sの拡充
- ・認知症見守り声かけ訓練の定着

基本方針（2）地域福祉を担う人づくり・地域づくり

基本目標2－1. 地域活動の促進

- ・一戸町ふれあい・いきいきサロン助成事業や一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業の活用促進
- ・赤い羽根共同募金運動の推進
- ・一戸町民生委員・児童委員協議会の運営
- ・一戸町老人クラブ連合会への協力

基本目標2ー2. 住民参加の促進

- ・一戸町ボランティア活動拠点いちボラ+（プラス）の運営
- ・オレンジカフェさくらの会への協力
- ・ボランティア活動保険等各種保険の活用促進

基本目標2ー3. 意識啓発・人材育成

- ・青少年健全育成事業（ふれあい体験学習、キャップハンディ体験等）の拡充
- ・認知症サポーター等養成事業の拡充
- ・一戸町ふれあい・いきいきサロン事業等活動者交流研修会や訪問助け合いボランティア養成講座の継続

基本方針（3）福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標3ー1. 福祉サービスの普及啓発

- ・一戸町多世代交流フェスティバルの実施
- ・一戸町認知症ガイドブックの普及啓発
- ・いちのへ社協だより『ゆいっこ』や『いちボラ+だより』の発行、SNS の活用

基本目標3ー2. 身近な相談支援の充実

- ・ふれあい総合相談の常設
- ・生活福祉資金貸付制度との連携
- ・生活困窮者自立支援事業との連携
- ・生活困窮者自立支援事業継続
- ・一戸町社協指定居宅介護支援事業所の運営

基本目標3ー3. 権利擁護の推進

- ・法人後見事業の拡充
- ・日常生活自立支援事業への協力
- ・二戸地域権利擁護ネットワーク会議への協力

基本目標3ー4. 子育てしやすい環境づくり

- ・一戸町立こども園の受託運営
- ・放課後学童クラブの受託運営
- ・こども食堂や子育て世代へのボランティア活動等地域福祉活動への協力

VI 計画の推進方策

本計画の推進のためには、町や社会福祉協議会のみならず、地域住民やボランティア、NPO、福祉や介護のサービス提供事業者など広範な主体が、それぞれ役割を持ちながら協働することにより、地域福祉の目標の実現に向けて地道に実践していくことが重要です。

地域の福祉課題を総合的に解決できるような仕組みづくりに向けて、行政による福祉制度のみでなく、中・長期的に共に支えあう地域づくりをめざし、多くの住民の参加を得て多面的に取り組みます。

1. マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

本計画を効果的に推進するため、目標を設定して進捗管理します。取り組みに当たっては、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者などが協働し、実践していくことが求められます。その際、関連する他の計画や施策との連携も図り、全体をマネジメントする仕組みが必要となります。

このため、一戸町地域包括ケアシステム検討委員会にて、毎年度、計画の進行管理及び達成状況などを共有化し、町・町社協によって編成する事務局を中心として、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や具体的成果を定期的に評価し、効果的かつ効率的な方法を検討します。

また、地域福祉活動を行う町社協との体制整備については、地域課題を共有しながら計画の実践、評価を行う必要があることから、計画の進行管理及び達成状況などの共有化を図ります。

2. 関連計画の施策との整合・連携

本計画の推進にあたっては、一戸町総合計画基本構想（2019～2026年度）を最上位計画とし、二戸地区広域行政事務組合第9期介護保険事業計画、第7期一戸町障がい福祉計画・第3期一戸町障がい児福祉計画、第2期一戸町子ども・子育て支援事業計画、いちのへ子ども「夢」プラン、健康いちのへ21プラン（第2次）など、関連する個別計画との連携と、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者などが役割を分担し、関わりを持ち、連携を図ります。また、地域におけるふれ合い、支え合いに重点を置き、各種制度の活用を図り、これらの個別計画で対応できない地域課題は、本計画において解決を図ります。

3. 包括的な支援体制による事業の推進（連携・協働）

地域福祉の推進のためには、多様な担い手が連携及び協働し、様々な地域生活課題を持った住民の生活の質が向上するよう、関係する人・機関が情報を共有することと併せて目的を確認し役割分担して一緒に取り組んでいくことが求められます。また、地域福祉活動の推進の担い手がそれぞれの特徴を生かして協力していくためには、一戸町地域包括ケアシステム検討委員会、一戸町在宅医療推進会議やNPO法人カシオペア医療介護支援センター等既存のネットワークを活用した取り組みが重要となります。

社会福祉法において地域福祉の推進を担う団体に位置付けられている社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など地域に密着した様々な事業を実施しています。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念、基本方針及び基本目標を共有し、地域福祉活動を一体的・包括的に推進することにしており、常に緊密に連携し計画の具現化に努めます。